

初任運転者の指導教育教材

貸切バス輸送は、旅客の生命・財産を運送する安全最優先の事業です。貸切バスが社会的影響のある事故を発生させた場合、貸切バス産業全体に安全輸送の信頼が損なわれることとなります。

当社では「利用者に安全・安心な輸送サービスの提供」を中心に、初認運転者の指導教育を実施します。

なお、教育資料は「国土交通省」が教育実施に向けて作成した「一般的な指導及び監督の実施マニュアル」を活用します。

八丁タクシー株式会社

作成日 平成29年1月1日

※軽井沢スキーバスに事故に関し平成28年12月1日から乗務員の指導教育指針の一部変更があったことから当社においても補強修正を加えた

八丁タクシー株式会社 初任運転者特別指導内容

教育日	2025年月日	教育実施者	代表取締役
指導運転者名	初任運転者の特別指導を受けました。		
指導内容 (1) ~ (5)まで合計 6時間以上 ※別途資料有	<p>(1) 事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路運送法その他の法令に基づき運転者が遵守すべき事項及び交通ルール等(運行指示書の遵守含む)を理解させるとともに、事業用自動車を安全に運転するための基本的な心構えを習得指導。 <p>(2) 事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業用自動車の基本的な構造及び装置の概要及び乗合バス又は貸切バス等の運転者にあっては車高、視野、死角及び内輪差等の他の車両との差異を理解させ、日常点検の方法を指導。貸切バスの運転者にあっては、当該運転者が実際に運転する事業用自動車と同一車種区分の自動車を用いて指導。 <p>(3) 運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅客自動車運送事業者の事業の態様及び運転者の乗務の状況等に応じて、シートベルトの着用を徹底させることその他の事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項を指導。 <p>(4) 危険の予測及び回避</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路、交通及び旅客の状況の中に含まれる交通事故につながるおそれのある主な危険を理解させるとともに、それを回避するための運転方法等を指導。 貸切バスの運転者にあっては、当該運転者が実際に運転する事業用自動車と同一の車種区分の自動車を用い、制動装置の急な操作の方法等を指導。 <p>(5) 安全運転の向上を図るために装置を備える貸切バスの適切な運転方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全運転の向上を図るために装置を備える貸切バスを運転する場合においては、当該装置の機能への過信及び誤った使用方法が交通事故の原因となった事例を説明すること等により、当該貸切バスの適切な運転方法の理解。 <p>(6) 安全運転の実技</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際に運行する可能性のある経路（高速道路・坂道・隘路・市街地等）において、道路、交通及び旅客の状況並びに時間帯を踏まえ、当該運転者が実際に運転する事業用自動車と同一の車種区分の自動車を運転させ、安全な運転方法を添乗により事業用自動車を運転させ、主な道路、交通及び旅客の状況における安全な運転方法を添乗により指導。 		
実技指導 (6) 合計 20 時間 以上 ※別途資料有			
使用資料	<p>・使用資料は別紙参照</p>		

1. バスの運行の安全、乗客の安全を確保するために遵守すべきこと

1. バス運行に係る法令

【指導基本】

バスの運行を行うには、遵守すべき法令があります。運転者にとっても、遵守すべき事項が規定されており、法令について理解せるとともに、遵守すべき事項を学びます。

(1) 旅客自動車運送事業に係る法令

旅客自動車運送事業に係る法令としては、「道路運送法」などの法令がありますが、これらの法令の概要、運転者が遵守すべきポイントを確認しましょう。

○法令としては、「道路運送法」「旅客自動車運送事業運輸規則」などがあります。

○運転者は、日常点検の実施・確認、運行前後の点呼を受けるなどが規定され、これを遵守することが必要です。

① 「道路運送法」（国土交通省）

バス事業を行っていく上での基本となる法律です。許可申請、運賃および料金、安全管理規程の他、輸送の安全等に関する事項などが定められていることを認識しましょう。この中で、バスの事業区分は以下のように分けられています。

- ・乗合バス（一般乗合旅客自動車運送事業）
- ・貸切バス（一般貸切旅客自動車運送事業）
- ・特定旅客自動車運送事業
- ・例外許可（貸切、乗用旅客事業者による乗合旅客運送、自家用有償旅客運送）

② 「旅客自動車運送事業運輸規則」（国土交通省令）

道路運送法に基づき、「旅客自動車運送事業運輸規則」が定められています。この中で運転者が遵守すべき事項として主に以下のようないわゆる「運転基準」があります。

- ・危険物等を車内に持ち込まないこと
- ・酒気を帯びて乗務しないこと
- ・乗客が乗っている車内で喫煙しないこと
- ・日常点検を実施し、またはその確認をする
- ・乗務前及び終了時には、点呼を受け、乗務に関する報告をすること
- ・疾病、疲労、飲酒等の理由により安全な運転ができない恐れのあるときは申し出ること
- ・乗客を乗せた運行中に車両の重大な故障を発見した又は発生する恐れを認めたときは直ちに運行を中止すること

- ・乗務記録を行うことなど

特に貸切バス運転者に対する遵守事項として、主に以下のような事項があります。

- ・乗務中運行指示書を携行すること

2. 事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法

1. バスの特性に合わせた運転

【指導基本】

バスの重量、車高、車長、車幅などの特徴から、死角やスピードに影響があることを確認させ、特性に合わせた運転をすることが必要であることを認識しましょう。

(1) 車高の高さに配慮した運転

バス車両は、車高が高いことから視界が広く見えますが、前方距離感覚が違う、重心が高いなどの特徴を十分理解した運転が必要であることを理解しましょう。

- 視点が高く手前の路面もよく見えるが、前方距離が長い感覚を持ち知らず知らずのうちに車間距離をつめてしまい、追突事故の要因となる。
- 重心も高いため不安定で横転する確率も高い。
- 車高の高さによる事故として看板などへの接触や衝突を起こすことが多い。

(2) 車長の長さに配慮した運転

車長が長いバス車両は内輪差が大きい、曲がるときに車体がふくらむ、オーバーハング部がはみ出すなどの特徴があり、これを十分理解した運転が必要であることを理解しましょう。

- 内輪差が大きく左折時に左側方のバイクや歩行者を巻き込んでしまう危険があります。

(3) 車幅の広さに配慮した運転

車幅が広いバス車両は接触事故やカーブにおけるはみだしの危険性があり、こうした特徴を十分理解した運転が必要であることを理解しましょう。

- 狭い道路ですれ違う際には広い車幅が接触事故を招きかねません。
- カーブで道路幅が狭い際には車幅の広いバスはセンターラインをはみ出してしまう恐れがあり、対向車との衝突事故にもつながりかねません。

(4) 死角の大きさに配慮した運転

バス車両は車体の大きさから、「死角が大きい」という特徴を十分理解した運転が必要であることを理解しましょう。

- 左側後方の死角が大きく、特に左側方から左後方にかけてはミラーに写る範囲以外はほとんど死角となっています。どこが見えないかを確認し、補助ミラーの活用、目視などにより安全を確認することが必要です。
- 後方はほとんど死角となって見えないバス車両もあり、後退時の事故の要因となっているため、車掌が乗務している場合は必ず誘導させ、ワンマンの場合は一旦下車して後方の安全を確認することが必要です。
- バス車両は車両の直前にも死角があり、子ども、高齢者、降車した乗客などが通行しているのを見落とすことがあります。発車時にはアンダーミラーによる車両直前の確認等、基本動作を励行するため指差し呼称及び安全呼称を行うことが必要です。また、車両直前の視界を広くするため、シートの座面高を高くしましょう。

(5) スピードの特性に配慮した運転

車両が大きく重量のあるバスはスピードが大きな影響を及ぼします。この特性を理解し、法定速度を遵守したゆとりある運転が必要であることを認識しましょう。

①スピードが運転に与える影響

バスは、車体が大きく、重量があるなどの特徴があることから、スピードの出しすぎによる影響は大きく、衝撃力や遠心力が大きくなるため、乗客の安全を確保できず、重大事故の危険性は非常に高くなることを理解しましょう。

- 衝撃力はスピードに比例して大きくなりますが、車体重量の大きいバスは衝撃力がさらに大きくなり、重大事故につながります。
- バスは車体重量が重たくカーブでは遠心力が強く働くこととなり、横転やオーバーハングによる尻ぶりの危険性が高いといえます。
- 制動距離はスピードに比例して長くなりますが、車体重量が大きいバスは停止距離が長くなり、追突の危険性が高くなります。
- 雨天時にはハンドルもブレーキも効かないハイドロプレーニング現象などを生じるため、危険性がさらに増します。

② スピードをコントロールした運転

スピードの出しすぎは乗客の安全が確保されず重大事故の危険性が非常に高くなることから、法定速度を遵守し、安全な速度と車間距離を保つことが必要であることを理解しましょう。

- 安全な運行のためには道路交通法に定められている最高速度の遵守が基本です。また、会社で規定されている速度がある場合にはそれを遵守しましょう。
- スピードの出やすい下り坂やスピードの低下しやすい上り坂ではブレーキ操作などに注意し、スピードをコントロールすることが必要です。
- バスは乗客の安全を確保するための速度で走っていることから、周りの車の流れに合わせてスピードを出す必要はありません。

○状況に応じた安全な速度、十分な車間距離を保つことが重要です。

2. 日常点検

日常点検項目は、法律で定められています。これをよく理解し、確実な点検を実施することが大切です。ブレーキ、タイヤ、バッテリ、原動機、灯火装置及び方向指示器、ウインド・ウォッシャ液量などの点検が必要であることを理解しましょう。

- 点検順序に従い正確に的確に点検する
- オイル量を確認時に使用したウエスの置忘れに注意する
- エンジンオイルの漏れがないかエンジン始動後エンジン下を確認する
- 確認後は日常点検表に点検内容を正確に記載する

3. 運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項

1. 乗車中の乗客の全を確保するために留意すべき事項

【指導基本】

バス運行では、乗客が着座している場合、立って乗車している場合などがあり、こうした乗客の状況に応じ安全を確保する運転をすることが必要です。「急」の付く運転はしない、立っている乗客の安全を確認する、高速道路での速度注意など、乗客の安全確保のために注意すべき事項を認識しましょう。

(1) 「急」の付く運転はしない

急発進、急加減速、急ハンドルなど、「急」の付く運転は、乗客に負荷がかかります。特に、路線バスなどの立っている乗客には大きな負荷となり転倒事故を招きます。「急」の付く運転はせず、ゆとりある運転を心がけさせましょう。

- 急発進、急加減速は、その衝撃により、乗客に負荷がかかり、車内で転倒する恐れがあります。
- 立っている乗客の安全を確保するため、発車・停車時には、滑らかに加減速を行いましょう。

(2) カーブでの追越しはしない

カーブや追越し時に速度を落とさず、急なハンドル操作を行うことは、乗客に不安や恐怖感を与えることを認識しましょう。

- カーブでの急ハンドルは遠心力を起こし、この遠心力により車のコントロールが難しくなります。これにより車が横滑りを起こし、路外への飛び出しなどの事故の危険性が高くなることを理解しましょう。
- 乗客の安全を第一に急なハンドル操作はやめ快適な走行を心がけましょう。

(3) 安全な速度と十分な車間距離を保つ

安全走行には法定速度を遵守することはもちろん、悪天候の場合、渋滞の場合など状況に応じた速度走行が必要です。特に、高速道路の走行などでは十分な車間距離をとって安全走行を心がけましょう。

○長い時間の走行、夜間の走行などでは、速度感が鈍って速度オーバーになりがちです。ときどき速度計を確認し、安全な速度を保ちましょう。

○高速走行では、制動距離が長くなります。十分な車間距離を保ち追突事故などを防ぎましょう。

(4) 乗客の状況を確認する

路線バスでは高齢者の車内転倒事故が多く発生しており、その要因は走行中に降車のために立ち上がって移動することによる場合が多くなっていますが、貸切バスの車内事故についても同様のことが考えられます。高齢利用者の心理としては、降車のために時間がかかるため周囲に迷惑をかけないよう、早めの行動をしていることを理解させましょう。

○発車時には、乗客が確実に乗車しているか、車内で着席又は手摺り等につかまっているかをミラー等で確認してから走行しましょう。

○高齢者が走行中に立ち上がらないよう、「バスが止まるまでは席を立たないでください」などの車内アナウンスで注意喚起をしましょう。

○これから行う運転や操作についても逐次乗客に伝えることにより、事故を未然に防ぐことができます。

○他の乗客にも高齢者がゆとりを持って乗降できるように協力してもらうことが必要です。

(5) シートベルト着用の徹底を図る

シートベルトが備えられている貸切バスでは、乗客の安全のために着用させることが必要です。高速道路では乗客のシートベルト着用が義務付けられています。一般道路においてもシートベルトを着用しなかった場合の事故の危険性を認識し、乗客のシートベルト着用を徹底させることができます。

① シートベルト非着用の危険性

○シートベルトを着用しないで事故となった場合、乗客の死亡率が上昇し、車外放出の危険もあります。また、乗客が前席へ衝突することによる傷害の可能性も高くなっています。

○事故事例（ドラレコデータなどを活用）でシートベルト非着用の危険性について認識しましょう。

② シートベルト着用の必要性

○シートベルトは、事故にあった場合の被害を大幅に軽減し、乗客の安全の確保に役立ちます。

○高速道路における乗客のシートベルト着用は、法令で義務付けられています。乗客の安全を守るためにも、「お客様の安全のためにシートベルトの着用をお願いします」と車内アナウンスし、乗客のシートベルト着用を促すことが必要です。

○一般道路でもシートベルトの着用は乗客の安全を確保します。一般道路でもシートベルトの着用

を促させましょう。

4. 危険予測の予測及び回避

1. 道路を利用する歩行者や自転車などの行動特性に応じた配慮

【指導基本】

道路には歩行者（降車した乗客を含む）、自転車、二輪車・原付、他の車両などが行き交っていますが、それぞれの行動特性を理解することで、走行時に配慮ができ事故を回避できる運転ができるなどを認識しましょう。

① 子どもの飛び出しに注意する

○学校や公園などの付近では、いつ子どもが飛び出してくるかわかりません。

周囲の状況を把握し、スピードを十分に落として走行します。道路脇で遊んでいる子どもを見かけたときには、一時停止または徐行させましょう。また、子どもの通学路などでは十分に安全を確認し、慎重な運転をすることが必要であることを認識しましょう。

○道路脇に子どもの飛び出しの兆候がない場合でも、道路の反対側の子どもと一緒に遊ぶために飛び出してくるかも知れません。また、道路脇に自転車や遊び道具が置かれている場合にはそれに向かって飛び出してくる可能性もあります。子どもを発見したら、その反対側や周囲にも目配ることが必要であることを認識しましょう。

② 高齢者

○高齢者は視力・聴力の衰えや判断力の低下により、車に気付かない、車のスピードがつかめないことがあります。走行車両の直前・直後に横断してくることが多いため、高齢者を見かけたら横断していくかも知れないと考え、スピードを落として注意することを心がけましょう。

○夜間や明け方などの時間帯に歩行者を見かけた場合、高齢者かも知れないと考え、スピードを落として注意することが必要であることを認識しましょう。

③ 降車した乗客（子どもなどが車両前方の死角に入る）

○降車した乗客がバスの直前を横切ることがあり、特に子どもの場合には身長が大人よりも低いので、車両前方の死角に入ってしまいます。発車時にはアンダーミラーによる車両直前の確認等、基本動作を励行するため指差し呼称及び安全呼称を行うことが必要です。車両直前の視界を広くするため、シートの座面高を高くすることが必要であることを認識しましょう

④ 自転車利用者

○自転車の側方を走るときには、十分な間隔をとる自転車が側方に走っていて、追い抜くときなどには安全のため自転車の動きに注意し、十分な間隔をとって徐行することが必要であることを認識しましょう。

○見通しの悪い場所での飛び出しに注意する住宅街や見通しの悪い交差点などの場所では、自転車が飛び出してくる可能性が高いことから、スピードを落とし注意して走行することが必要であることを認識しましょう。

○夜間の無灯火自転車に注意する交通ルールを理解していない自転車利用者の中には、夜間に無灯火で走っている人もいます。暗い道路では気付かない場合が多く、ヘッドライトの下向きの照射範囲内（約40m）で十分に停止できる速度で走行することが必要であることを認識しましょう。

⑤ 二輪車・原付利用者

○ドア開閉時や右左折時の二輪車・原付の有無の確認ドア開閉時、左折時に側方の死角に二輪車・原付がいないか、右折時に対向車の死角に隠れていないかなど、小さな二輪車・原付を見落とさないよう注意をすることが必要であることを認識しましょう。

○二輪車・原付の行動を予測する二輪車・原付が側方や前方にいる場合には、周辺の交通状況をよく見て、二輪車・原付が進路変更をするのか、右左折をするのか、直進をするのかを予測し、十分な間隔をとることが必要です。また、二輪車・原付が近くに走行している場合には、自車は進路変更をせず二輪車は先にいかせ、原付には気を付けて走行することが必要です。

2. 悪天候・夜間の危険への配慮

【指導基本】

悪天候や夜間においては、事故発生のリスクが高まります。どのようなリスクがあるのかを理解・確認し、危険への配慮とともに、慎重な運転をすることで事故を回避 できることを認識しましょう。

① 雨天時

○雨が降り始めたらスピードを落とし、前車との車間距離をとって慎重な運転をすることが必要です。高速道路で速度規制が出されたときには、必ずその速度を守らなくてはならないことを認識させましょう。急ハンドルや急ブレーキはスリップの原因となることを理解しましょう。

○無理な進路変更をしない視界が悪くなり、水滴などでミラーも見えにくくなることから、無理な進路変更はせず慎重な走行を心がけましょう

② 降雪時・積雪時

○無理な運行は避ける吹雪などで視界が悪いとき、さらに天候の悪化の恐れがあるときなどは、無理な運行は避け、安全な場所に一時退避するなどして様子を見るように心がけましょう。

○十分な車間距離を保ち、スピードを落とす降雪時・積雪時には、スリップした前車に追突する事故多く見られますので、車間距離は通常の2倍以上をとり、スピードを落として慎重に走行することが必要です。交差点付近など交通量の多い場所では圧雪状態となって滑りやすくなっていることもある

ため、注意が必要であることを理解しましょう。

○積雪路面となった場合、道路情報板ですべり止め規制などの表示が出たときなどには、早めにチーンの装着をすることが必要です。スタッドレスタイヤは、雪道や凍結した道路での走行性能には優れていますが、決して万能ではありません。スタッドレスタイヤの過信は禁物であることを認識させましょう。

③ 濃霧時

○フォグランプの点灯対向車に自車の存在を知らせるために、ヘッドライトやフォグランプを早めに点灯させます。ガードレールやセンター・ラインなどを目安に走行するとともに、他車の動きに注意を払うことが必要であることを認識しましょう。

○無理な運行は避ける霧の発生は一時的なものであるため、無理な運行はせず、安全な場所に一時退避するなどして様子を見るよう心がけさせましょう。

○霧が出てきたら減速し、前車のテールランプを目安に速度を落とします。前車のブレーキランプには特に注意し、追突事故を防ぐことが必要であることを認識しましょう。

④ 強風時

○ハンドルをしっかりと握り、スピードを落とします。特に、橋の上、トンネルの出入口、切りとおしなどでは強風が吹きやすく、注意が必要であることを認識しましょう。

○また、ハンドルがとられたときにはあわてずに、アクセルから足を離して減速し、小刻みにハンドルを操作して態勢を立て直すことが必要であることを認識しましょう。

⑤ 夕方・夜間

○ヘッドライトの早めの点灯見えにくい時間帯に自車の存在を知らせるために、ヘッドライトは早めに点灯します。安全のためには、昼間においてもヘッドライトの点灯は効果的であることを理解しましょう。

○夜間の一般道走行ではスピードを落とす夜間は横断中の歩行者や側方の自転車や二輪車・原付を見落としがちです。夜間に一般道を走行する場合には、スピードを落とし、急な飛び出しにも十分停止できる速度とすることが必要であることを理解しましょう。

5. 安全運転の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法

1. 多様化する車両に合わせた運転

【指導基本】

バス車両はその用途・使用地域などに合わせて、車両の大きさ、構造などが多様化しています。多様化するバス車両の特性に合わせた運転が必要であることを認識しましょう。

バス車両は、その用途や使用地域などに合わせてさまざまな車両があります。小型車両による住宅地などの狭い地域を運行するコミュニティバスや、ラッシュ時やイベント時の輸送力の増強のために、連節バスが運行されている地域もあることを理解しましょう。各種のバスは車長や車幅が異なります。運転にあたっては十分な注意が必要です。

バス車両の主な区分

	主な用途	クラス	全長	全幅	旅客定員	
連節バス	路線	12m超クラス	18m	2.5m	130人	
大型バス	路線(一部高速道 路経由など)	12mクラス	12m	2.5m	55~78人	
	路線	10.5mクラス	9m超	2.5m	77~79人	
				2.3m	74人	
中型バス	路線	9mクラス	7~9m	2.3m	56~59人	
小型バス	路線・コミュニ ティバス	7m超クラス	7~9m	2.1m	29~33人	
		7mクラス	7m未満	2.1m	31~38人 26~29人	 
	コミュニティバ ス	コミューター	5.5m程度	1.9m	~15人程度	

6. ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正

1. 自身の運転特性の把握と是正

【指導基本】

実技を実施した時のドライブレコーダーの記録を視聴し、運転者自身の運転特性を把握させ、安全運転操作について是正が必要な場合は指導をする。

- 適切な車間距離を保った運行
- 法令遵守の確保
- 急ハンドル・急ブレーキの危険性の再認識
- 安全運転状況の把握及び評価
- 個々の運転者の不安全な運転特性のは是正

- 運行経路において実際に生じたヒヤリ・ハット体験及び危険予知
- 危険回避及び緊急時の対応

7. 安全運転の実技

1. 安全運転の向上と各装置の適切な操作

【指導基本】

実際に運行する可能性のある経路（高速道路・坂道・隘路・市街地等）において、道路、交通及び旅客の状況並びに昼夜時間帯を踏まえ、当該運転者が実際に運転する事業用自動車と同一の車種区分の自動車を運転させ、安全な運転方法を添乗により事業用自動車を運転し、主な道路、交通及び旅客の状況における安全な運転方法を習得する。

以 上

ハ丁タクシ株式会社『初任運転者指導・教育』記録簿

※新たに雇い入れた初任運転者について「事業用自動車の運転者に対して行う指導監督の指針」に基づき下記の通り実施をした。

指導日時	2025年 月 日	指導場所	本社営業所	社長確認	<input checked="" type="checkbox"/>
初任運転者		指導者	福田博行	担当者確認	<input checked="" type="checkbox"/>
運転経歴					

時 間	教 育 内 容 (全体で 6 時間以上、但しドラレコ教育の実施後は 10 時間以上)	使 用 資 料
2 時間	<p>【1】事業用自動車の安全な運行に関する基本的事項</p> <p>バスの運行を行うには、遵守すべき法令があるとともに転者にとっても遵守すべき事項が規定されていることから、法令について理解させるとともに遵守すべき事項を学ぶ。</p> <p>(1) 旅客自動車運送事業に係る法令</p> <p>①旅客自動車運送事業に係る法令としては、「道路運送法」などの法令がありこれらの法令の概要、運転者が遵守すべきポイントを確認。</p> <p>②「道路運送法」「旅客自動車運送事業運輸規則」、日常点検の実施・確認、運行前後の点呼を受けるなどが規定されこれを遵守すること。</p> <p>③運送指示書の遵守(指導監督の指針)</p>	<p>※当社で作成した「初任運転者の指導教育教材」を使用した。</p> <p>※教材は別紙のとおり。</p>
2 時間	<p>【2】事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法</p> <p>(1)バスの重量、車高、車長、車幅などの特徴から、死角やスピードに影響があることを確認させ、特性に合わせた運転をすることが必要であることを認識する。</p> <p>(2)日常点検項目は法律で定められており、これをよく理解し確実な点検を実施することが大切。ブレーキ、タイヤ、バッテリ、原動機、灯火装置及び方向指示器、ウインド・ウォッシャ液量などの点検が必要であることを理解する。</p>	<p>※当社で作成した「初任運転者の指導教育教材」を使用した。</p> <p>※教材は別紙のとおり。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ○点検順序に従い正確に的確に点検する ○オイル量を確認時に使用したウエスの置忘れに注意する ○エンジンオイルの漏れがないかエンジン始動後エンジン下を確認する ○確認後は日常点検表に点検内容を正確に記載する <p>(3)同一の車種区分の自動車を用いて実施</p>	
2 時間	<p>【3】運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項</p> <p>(1)バス運行では乗客が着座している場合、立って乗車している場合などがありこうした乗客の状況に応じ、安全を確保する運転をすることが必要。</p> <p>①「急」の付く運転はしない 急発進、急加減速、急ハンドルなど「急」の付く運転はせずゆとりある運転を心がける。</p> <p>②カーブでの追越しはしない カーブでの急ハンドルは遠心力を起こしこの遠心力により車のコントロールが難しくなり車が横滑りを起こし事故の危険性が高くなる。</p> <p>③安全な速度と十分な車間距離を保つ 悪天候の場合、渋滞の場合など状況に応じた速度走行が必要であり、また、高速道路の走行では十分な車間距離をとって安全走行を心がける。</p> <p>④乗客の状況を確認する 路線バスでは高齢者の車内転倒事故が多く発生しており、その要因は走行中に降車のために立ち上がって移動することによる場合が多くなっているが、貸切バスの車内事故についても同様のことが考えられるので注意をする。</p> <p>⑤シートベルトの着用を徹底させる シートベルトが備えられている貸切バスでは、乗客の安全のために着用させることが必要。高速道路では乗客のシートベルト着用が義務付けられているが一般道路においてもシートベルトを着用しなかった場合の事故の危険性を認識し、乗客のシートベルト着用を社内アンスなどで徹底させる。</p>	<p>※当社で作成した「初任運転者の指導教育教材」を使用した。</p> <p>※教材は別紙のとおり。</p>

2時間	<p>【4】危険の予測及び回避</p> <p>(1)道路には、歩行者(降車した乗客を含む)、自転車、二輪車・原付、他の車両などが行き交っているが、それぞれの行動特性を理解することで走行時に配慮ができ事故を回避できる運転ができると認識する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①学校や公園などの付近では、いつ子どもが飛び出してくるかわからない。 ②高齢者は視力・聴力の衰えや判断力の低下により車に気付かない場合や車のスピードがつかめないことがあり、走行車両の直前・直後に横断してくるが多いため注意する。 ③自転車の側方を走るときには十分な間隔をとる。自転車が側方に走っていて追い抜くとは、安全のため自転車の動きに注意し十分な間隔をとって徐行する等の注意をする。 <p>(2)制動装置の急な装置の方法についての指導を実施(実技で訓練する)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①バス車両は、その用途・使用地域などに合わせて、車両の大きさ、構造などが多様化しており、多様化するバス車両の特性に合わせた運転が必要であると認識する。 	<p>※当社で作成した「初任運転者の指導教育教材」を使用した。</p> <p>※教材は別紙のとおり。</p>
1時間	<p>【5】安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法</p> <p>(1)装備を備える貸し切りバスの適切な運転方法を理解させる指導を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ①実際に運行する可能性のある経路(高速道路・坂道・隘路・市街地等)において、道路、交通及び旅客の状況並びに昼夜時間帯を踏まえ、当該運転者が実際に運転する事業用自動車と同一の車種区分の自動車を運転させ、安全な運転方法を添乗により事業用自動車を運転し、主な道路、交通及び旅客の状況における安全な運転方法を習得する。 	<p>※当社で作成した「初任運転者の指導教育教材」を使用した。</p> <p>※教材は別紙のとおり。</p>
2時間	<p>【6】ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正</p> <p>(1)実技を実施した時のドライブレコーダーの記録により運転者に自身の運転特性を把握させた上で、是正のために必要な指導を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①適切な車間距離を保った運行 ②法令遵守の確保 ③急ハンドル・急ブレーキの危険性の再認識 ④安全運転状況の把握及び評価 	<p>※当社で作成した「初任運転者の指導教育教材」を使用した。</p> <p>※教材は別紙のとおり。</p>

	<p>⑤個々の運転者の不安全な運転特性の是正 ⑥運行経路において実際に生じたヒヤリ・ハット体験及び危険予知 ⑦危険回避及び緊急時の対応</p>	
20 時間	<p>【7】安全運転の実技 (1)実際に運転する可能性のある経路(高速道路、坂道、隘道、市街地など)において、道路、交通及び旅客の状況並びに時間帯を踏まえ、当該運転者が実際に運転する事業用自動車と同一の車種区分の自動車を運転させ、安全な運転方法を添乗により指導を実施 ※平成 28 年 12 月 1 日から20時間以上の実施 ※1年以内に乗務していない車種区分を運転する場合、初任運転者と同様の指導監督実施</p>	<p>※当社で作成した「初任運転者の指導教育教材」を使用した。</p> <p>※教材は別紙のとおり。</p>

八丁タクシ株式会社『初任運転者実技教育』記録簿

※新たに雇い入れた初任運転者について「事業用自動車の運転者に対して行う指導監督の指針」に基づき下記の通り実技指導を実施した。

実技日時	2025年 月 日 20 時間	実技場所	一般道及び高速道路の走行実技訓練	社長確認	(印)
初任運転者		指導者	福田博行	担当者確認	(印)
運転経歴					
運行経路					
時間	運行経路			評価	
出庫 9時 30分	◆実際に運行する可能性のある経路(一般道路・高速道路・坂道・隘路・市街地など)において、道路、交通及び旅客の状況、時間帯などを踏まえて、当該運転者が実際に運転する事業用バスを運転し、安全な運転方法を指導した。	◆主な走行経路 別途添付		・運転操作はスムーズな発車と停車を心掛けた運転であった。 ・市街地の走行では歩行者や他車両の動向に気を付けた運転操作であった。 ・各機器の取り扱い操作は機器の性能を熟知しており、円滑に行われ問題はなかった。 ・全体を通して、運転者として選任しても問題はない。	
入庫 15時 00分					

以 上

初任運転者に対する安全運転実技指導の実施要項

八丁タクシー株式会社

貸切バス運転者に対して 20 時間以上の安全運転についての実技指導（添乗指導）について次の通り実施しています。

1, 実施コース

筑西市～結城市～小山市～上三川市 **(幹線路線走行訓練)**

2, 実施コース

筑西市～高田～河間～下館中

筑西市～真岡市（久下田駅）樋口駅～下館中 **(学校送迎コース)**

3, 実施コース

筑西市～真岡市 3 号車コース

筑西市～真岡市 1 号車コース

4, 実施コース

筑西市～明野地区～五葉学園（7 号車コース）

筑西市～明野地区～五葉学園（8 号車コース）

筑西市～明野地区～五葉学園（20 号車コース）

5, 実施コース

筑西市～筑西桜川 IC～茨城東 IC～水戸ヒロサワ会館～茨城空港～筑西市
(高速走行訓練)

6, 実施コース

筑西市～筑波山～筑西市
(山道走行訓練)

7, 実施コース

筑西市～境道の駅～古河駅東口～五霞 IC～羽田 IC～守谷 IC～常総道の駅～筑西市
(高速走行訓練)

車種区分

大型車：9 メートル以上又は乗車人数 50 人以上

中型車：7 メートル以上 9 メートル以下

小型車：6 メートル以上 7 メートル以下

コミューター：6 メートル未満 乗車人数 15 名以下

良：✓印

初任運転者に対する特別な指導（安全運転の実技）

実施日	年月日	運転者名：
車種	大型・中型・小型・コミューター	添乗者名：
実施時間	：～：/：～：	

良：✓印

指導項目	ポイント	チェック
発進時	① 始動 ハンドルを握ってエンジンをかけているか	
	② 合図 発進前にウインカーを出しているか	
	③ 安全確認 周囲の安全確認をしているか	
	④ 急な発進 急発進をしていないか	
	⑤ ギアの選択 エンストやノックングをしていないか	
走行時	① 駐車車両の速報通過 手前でキッチャリとスピードを落としているか	
	センターラインをはみ出すときウインカーを出しているか	
	安全な側方間隔を取っているか	
	② 運転スピード 法定速度を守っているか	
	③ 車間距離 車間距離が短くないか	
	④ 歩行者、自転車 歩行者とや自転車との側方間隔が十分か	
	⑤ 車線変更時 合図をしているか	
	⑥ 一時停止 完全にタイヤが止まっているか	
	⑦ 信号 黄信号で進入していないか	
	⑧ 信号のない横断歩道 横断歩道手前で安全確認をしているか	
	歩行者・自転車を認知した場合に一旦停止をしているか	
	⑨ ハンドル操作 片手でハンドルを持っていないか	
	ハンドルを手の平で押えて回していないか	
	内掛けハンドルをしていないか	
⑩ クラッチ操作	クラッチの合わせ方が荒くないか	
	半クラッチを使用していないか	
	クラッチペダルに足を乗せていないか	
⑪ ブレーキ操作	必要以上にブレーキを踏んでいないか	
	急ブレーキが不必要に行われていないか	
	ブレーキ操作が遅くないか	
	ブレーキ操作が早くないか	
	エンジンブレーキを使用しているか	
⑫ カーブ	カーブ走行時のハンドル操作は適切か	
	カーブの手前で減速しているか	
交差点	① 交差点進入時 原則として黄色信号で停止しているか	
	交差点の手前で減速しているか	

指導項目	ポイント	チェック
交差点	② 交差点右左折時 30m手前でウインカーを出しているか	
	左後方、右後方の安全確認をしているか	
	右左折時の軌道は適切か	
	リア・オーバーハングに注意しているか	
	十分に徐行しているか	
	曲がった先の横断歩道の手前で一旦停止しているか	
停車時	① 停車 早めのブレーキ操作をしているか	
	なめらかな停車をしているか	
	道路に平行に駐車しているか	
	道路または停車枠内に平行に駐車しているか	
後退	③ ドア開閉 車が止まる前にドアを開けていないか	
	周囲の安全を確認してドアを開閉しているか	
	後退する前に安全確認をしているか	
	サイドミラーでの確認は適切か	
踏切通過時	① 安全確認 窓を開けて目視で確認しているか	
	最徐行で後退しているか	
	一旦停止し、左右の安全確認をしているか	
	警報機が鳴っているのに進入していないか	
山道走行	① 手前 前方の進入スペースを確認しているか	
	② 通過中 踏切内で変速をしていないか	
	適切な速度で走行しているか	
	適切なギアで走行しているか	
高速道路	② ハンドル操作 急なハンドル操作をしていないか	
	③ ブレーキ操作 適切な速度調節が出来ているか	
	エンジンブレーキ・排気ブレーキの使用しているか	
	④ カーブ カーブ走行時のハンドル操作は適切か	
夜間走行	本線への合流はスムーズにできているか	
	交通の流れに合わせた運行ができているか	
	高速走行の際に適した運転がされているか (速度超過をしていないか)	
	車線変更を繰り返していないか	
	早めのライト点灯を行ったか	
雨天	ハイビームを適切に使用できているか	
	通常より速度を落として走行しているか	
	通常より車間距離をあけているか	
	ヘッドライトの照射範囲に応じた速度で走行しているか	
	通常より速度を落として走行しているか	
	通常より車間距離をあけているか	
	歩行者や自転車に配慮した運転をしているか	
	水たまり等の通過時、減速しているか	